

放送大学創立40周年記念募金規程

令和5年5月12日
放送大学学園規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園に置かれる放送大学創立40周年記念募金（以下第2条から第7条において「募金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(募金の目的)

第2条 募金は、寄附金の元本及び運用益を、放送大学（以下「本学」という。）における将来の広範な活動に備え、学習・教育環境の整備並びに国際交流及び国際化事業の実施等に資する経費に充てることにより、学生・教職員等の活動に対する支援の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために本学において行う事業は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学習・育英奨学環境の整備
- 二 教育・研究環境の整備
- 三 国際交流及び国際化事業の実施
- 四 同窓会活動の振興のための事業
- 五 地域及び社会連携活動
- 六 放送大学創立40周年記念事業
- 七 その他募金の目的達成に必要な事業

(募金実施本部)

第4条 募金の創設、募金活動、寄附金の支出方針その他募金の管理運営に関する重要事項を審議するため、常勤理事会が別に定めるところにより、募金実施本部を置く。

(管理及び運用)

第5条 募金は、この規程によるほか、放送大学学園寄附行為（平成15年文部科学大臣認可）、放送大学学園会計規則（平成15年放送大学学園規則第12号）、放送大学学園会計規程（平成15年放送大学学園規程第21号）、放送大学学園寄附金等受入規程（平成17年放送大学学園規程第4号）及び放送大学学園余裕金運用規程（平成18年放送大学学園規程第1号）により管理運用するものとする。

(事務)

第6条 募金に関する事務のうち、会計に関する事項は財務部において、会計以外に関する事項は総務部において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、募金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年5月12日から施行する。
- 2 放送大学創立25周年記念募金管理運用規程（平成21年放送大学学園規程第2号）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際、現に存する放送大学創立25周年記念募金については、令和5年5月12日に放送大学創立40周年記念募金に承継する。なお、承継後に放送大学創立25周年記念募金への受入れがあった際は、放送大学創立40周年記念募金に寄附されたものとして取り扱う。